

# 指定通所介護サービス重要事項説明書

在宅複合型施設 協和苑  
令和6年(2024年)6月1日施行

当施設は、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明します。

※当施設の利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだうけていない方でも利用は可能です。

## 1. 通所介護サービスの目的

要介護状態にある契約者に対して介護保険で定める通所介護サービスを提供し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、契約者が可能な限り居宅において自立した生活を営むことができるよう援助いたします。

## 2. 施設の概要

法人名称	社会福祉法人 三重高齢者福祉会
所在地	三重県松阪市上川町3821番2
代表者氏名	理事長 渡部 榮司
電話番号	(0598) 60-0737
実施サービス	介護老人福祉施設 通所介護・第1号通所型サービス 短期入所生活介護(予防含む) 居宅介護支援・在宅介護支援センター等

## 3. 通所介護サービスを提供する事業所

### ①サービス事業所の概要

サービス事業所の名称	協和苑通所介護事業所
管理者氏名	柳瀬 章
所在地	三重県松阪市上川町3821番2
電話番号	(0598) 60-0737
FAX 番号	(0598) 60-0738
介護保険指定番号	三重県第2470700366号
実施するサービス	通所介護
通常のサービス提供地域	松阪市全域
施設・設備	ダイルーム・食堂 機能訓練室 ・・・平行棒・ウォーターベッド・トレーニングマシン 浴室・・・機械浴・特殊浴槽

## ②職員体制

	常勤	非常勤	備 考
管理者	1名		
生活相談員	3名		専従1名・兼務2名（介護職員）
看護職員		3名	兼務3名（機能訓練指導員）
介護職員	9名	2名	兼務2名（生活相談員）
機能訓練指導員		3名	兼務3名（看護師）
事務職員	1名		

## ③営業日・営業時間

営業日	日曜日～土曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時15分～午後4時20分
休業日	12月31日～1月1日

## 4. 主たるサービス内容

介護保険法で定める以下の主たる通所介護サービスに限ります。

入 浴	契約者の状態に応じて、一般浴または機械浴を提供します。
食 事	栄養と契約者の身体状況を配慮した食事を提供します。
健康管理	体温・血圧・脈拍の測定し健康状態をチェックします。
相談対応	契約者及びご家族からの生活相談等に誠意を持って対応いたします。
レクリエーション	各種レクリエーションを通じて身体機能低下の防止に努めます
排 泄	契約者の状況に応じた適切な排泄介助を行います。
機能訓練	看護職員等により、日常生活をおくるのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。
送 迎	契約者の居宅からサービス事業所まで送迎を行います。

## 5. 利用料金

### ①基本料金(負担割合1割の場合)

※2割又は3割の場合は各々下記の2倍又は3倍

利用者の要介護度	通所介護費（1日あたり）	
	利用者負担金	
介護サービス費	サービス提供時間	1日あたり
要介護1	3時間以上4時間未満	370円
	4時間以上5時間未満	388円
	5時間以上6時間未満	570円
	6時間以上7時間未満	584円
	7時間以上8時間未満	658円
要介護2	3時間以上4時間未満	423円
	4時間以上5時間未満	444円
	5時間以上6時間未満	673円
	6時間以上7時間未満	689円
	7時間以上8時間未満	777円

利用者の要介護度	通所介護費（1日あたり）	
	利用者負担金	
介護サービス費	サービス提供時間	1日あたり
要介護3	3時間以上4時間未満	479円
	4時間以上5時間未満	502円
	5時間以上6時間未満	777円
	6時間以上7時間未満	796円
	7時間以上8時間未満	900円
要介護4	3時間以上4時間未満	533円
	4時間以上5時間未満	560円
	5時間以上6時間未満	880円
	6時間以上7時間未満	901円
	7時間以上8時間未満	1,023円
要介護5	3時間以上4時間未満	588円
	4時間以上5時間未満	617円
	5時間以上6時間未満	984円
	6時間以上7時間未満	1,008円
	7時間以上8時間未満	1,148円

## ②加算（負担割合1割の場合）

※2割又は3割の場合は各々下記の2倍又は3倍

介護保険法で定められている通所介護サービスに係る加算は以下の通りです。

加算の種類	加算の該当条件	基準額
中重度者ケア体制加算	体制	45円（1日）
入浴介助加算（Ⅰ）	サービスのご利用	40円（1日）
科学的介護推進体制加算	体制	40円（1月）
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	体制	6円（1回）
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	基本料金・加算の合計	9.0%

## ③法定給付外サービス料金

送迎代 ※サービス提供地域外の送迎費	当施設から往復距離について 10円/Kmを負担していただきます。
食費	1食につき620円
洗濯代	1回につき150円
おむつ代	実費
特別行事費	実費

## 6. お支払方法

利用料、費用は、月末締めにて1ヶ月毎に計算し、契約者に対して請求書を交付します。これを翌月末日までに次の方法でお支払ください。

### ① 自動払込をご利用の場合

ゆうちょ銀行・百五銀行・桑名三重信用金庫・三十三銀行・JAみえなか農業協

同組合の内、いずれかの預金通帳をご用意の上、所定の手続きをしていただきま  
すと便利な自動払込がご利用いただけます。

なお、引落日は毎月25日とします。但し金融機関が休みの時は順延といた  
します。

## ②持参払いをご利用される場合

当施設の1階事務所（経理担当）においてもお支払いいただくことが出来ます。

## 7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救  
急隊、家族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	医療機関名称	
	所在地	
	電話番号	
ご家族等	氏名・続柄	(契約者との関係)
	住所	
	電話番号	
居宅介護支援事業所	名称・担当	( )
	電話番号	

## 8. 事故発生時の対応

契約者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、県市町村、当該  
契約者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 9. 虐待の防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じま  
す。

① 虐待防止に関する責任者を選任しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 柳瀬 章
-------------	----------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための勉強会等を実施しています。

⑤ 指定居宅サービス事業者等からの虐待がある場合は、直ちにしかるべき措置を行  
います。

## 10. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護の提供を  
継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下  
「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるも  
のとしします。

① 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修  
及び訓練を定期的実施するものとしします。

② 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

## 11. 苦情申し立て

### ①当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）〔職名〕生活相談員 柳瀬章・高瀬真弥・吉川千穂

○受付時間 毎週日曜日～土曜日 午前8：30～午後5：30

### ②行政機関その他苦情受付機関

松阪市健康福祉部介護保険課 受付時間 午前9時～午後4時	所在地 松阪市殿町 1340-1 電話番号 0598-53-4090
三重県国民健康保険団体連合会 受付時間 午前9時～午後4時	所在地 津市桜橋2丁目96 電話番号 059-228-9151
三重県社会福祉協議会 受付時間 午前9時～午後4時	所在地 津市桜橋2丁目131 電話番号 059-227-5145

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

協和苑指定通所介護サービス事業所

説明者職名 生活相談員 氏名 印

私は、本書面にに基づき事業者から重要事項の説明を受け指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者（ご利用者様）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、契約者が事業者からの重要事項の説明を受け、指定通所サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、契約者に代わって署名を代行します。

署名代行者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(契約者との関係 \_\_\_\_\_ )